



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

「次世代育成支援対策推進法」が23年4月1日に改正されました

我が国における急速な少子化の進行等の現状にかんがみ、次代の社会を担う全ての子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域や職場における、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法等の一部を改正する法律が、平成20年12月に公布され、次世代育成支援対策推進法の一部が改正されました。

改正法のポイント

行動計画の公表及び従業員への周知の義務化

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が、**従業員101人以上企業は義務(101人以上300人以下の企業は平成23年3月31日までは努力義務)**、**100人以下の企業は努力義務**となります。

行動計画の届出義務企業の拡大(従業員101人以上企業へ)

一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が従業員301人以上企業から**従業員101人以上企業に拡大**されます。

次世代育成支援対策推進法とは？

急速な少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策推進法では、地方公共団体が地域行動計画を策定・公表するとともに、企業においても、従業員数に応じて、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長にその旨を届け出ることが義務づけられています。

行動計画を策定するメリットは？

行動計画を策定・実施し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定企業になると、次世代認定マーク(愛称:くるみん)を商品等につけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保等が期待できます。

一般事業主行動計画とは

企業が労働者の仕事と子育ての両立をはかるための雇用環境の整備や子育てをしていない労働者を含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たり、

1、行動計画 2、目標 3、その達成のための対策と実施時期を定めるものです。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

Question (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却)

当社は、資本金1,000万円の自動車部品製造業を営む5月末決算の中小企業です。今期5月末までに太陽光発電設備(財務大臣の指定を受けたものでエネルギー需給構造改革推進設備等に該当)を購入した場合、今期においてエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却(即時償却)の適用はありますか？

Answer

平成23年3月31日に期限が到来する租税特別措置等について、適用期限が暫定的に6月30日まで延長されることとなりました。御社が、青色申告法人であり、該当設備等を取得し法人の事業の用に供した場合には、当該設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額の特別償却が認められます。

また、平成23年4月1日以後終了事業年度において法人税申告書を提出する法人で、法人関係特別措置の適用を受けようとするものは、一定の事項を記載した『適用額明細書』を法人税申告書に添付しなければならないこととされています。



解説

法人税租税特別措置である「エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却」は、当初平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に青色申告書を提出する法人が、エネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、これを当該法人の事業の用に供した場合における特別償却限度額は、当該設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする、つまり当該設備等の取得価額相当額を初年度において費用化(即時償却)できる制度でした。この制度の適用期限が平成23年6月30日までとなりました。

適用期限の延長は、「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」によるもので、国税関係で46項目と地方税関係で61項目の計107項目が対象となっています。

また、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証する仕組みを作ることを目的として、「租税特別措置法の適用状況の透明化等に関する法律」が公布され、平成23年4月1日以後に終了する事業年度から『適用明細書』の添付が義務づけられています。

「租税特別措置法の適用状況の透明化等に関する法律」の対象となる租税特別措置は、租税特別措置法のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等に限定されています。つまり、交際費の損金不算入制度といった通常法人税の負担を増加させるもの等は、この対象から除かれることになります。具体的には、税額控除、特別償却等がこれに該当します。

『適用額明細書』には、その法人の名称及び納税地 事業年度の開始の日及び終了の日 その法人の行う事業の属する業種及び「業種番号」01～99 資本金の額 所得の金額又は欠損金額 租税特別措置法の条項及び「区分番号」00001～00283 その適用額 を記載します。

租税特別措置法は、国税に関する特例を定めた法律で、社会・経済政策の目標達成のため期間を限定して国税の負担を増加又は軽減等を行う時限立法であるため税制の動向に注意が必要です。

根拠条文等

租税特別措置法 第42条の5第6項(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却)

租税特別措置法の適用状況の透明化等に関する法律

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律

お問合せ先: 朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp